

三重県市長会及び三重県町村会からのご意見及び本特別委員会の考え方（正副委員長案）

No.	該当箇所	提出 市町	意見の概要	本特別委員会の考え方（案）
1	全般	いなべ市	いなべ市では山辺商品開発支援業務などで石榑茶（伊勢茶）を使用した商品開発及び販売促進を継続して行い、また令和6年度にはG C I が事業主体となり三重県事業の「伊勢茶新商品・新サービス展開事業」を活用し商品開発を行った。 今後、三重県において条例を策定し、更にお茶の普及の促進を進めていただきたい。	この条例素案の趣旨への御賛同、ありがとうございます。 この条例の制定を機に、県として石榑茶を含めた伊勢茶の更なる普及の促進に向けた取組を行っていくものと考えております。

No.	該当箇所	提出 市町	意見の概要	本特別委員会の考え方（案）
2	全般	亀山市	- 本条例の制定は大変意義深いものと考える一方で、今後、お茶の消費拡大を行うには、生産基盤の強化・安定や6次産業化の推進、研究開発部門の強化など行政の重層的な支援が必要である。そのため、三重県農業研究所茶業研究室の機能強化等とあわせ、条例制定と並行し、以下の項目について支援体制を整備・強化していただくことを期待したい。 ①茶業に関する技術及び知識の継承及び水準の向上を図るため、茶業を担う人材の育成及び確保のための取組に対する支援を講ずる。 ②お茶の市場価値の向上、品質管理の向上の取組に対する支援、お茶の品質の向上に関する研究開発の推進、その成果の普及を講ずる。 ③茶業の収益性の向上を図るため、茶業者によるお茶に関する新たな商品開発の推進及びその成果の普及を講ずる。 ④茶園の生産性の向上を図るために、茶業者による茶園の整備、集積等のための取組に対する支援を講ずる。 ⑤良質なお茶の供給拡大を図るため、茶業者によるお茶の製造や加工並びに流通及び販売の高度化のための取組に対する支援を講ずる。	- この条例素案の趣旨への御賛同、ありがとうございます。 - この条例素案は伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保について定めるものですが、本特別委員会としても、いただいたご意見のとおり、伊勢茶の振興に当たっては、生産基盤の強化及び安定とともに、本県の茶業に関する研究開発体制の強化等も重要だと認識しております。 - いただいたご要望につきましては、この条例素案に規定がないものも含め、その実現に向けて知事等に働きかけてまいりたいと存じます。

No.	該当箇所	提出 市町	意見の概要	本特別委員会の考え方（案）
			⑥茶生産農家は、家族経営が多く経営が厳しいと考えるので、生産組合、株式会社、共同工場の推進、茶関係企業の誘致も課題として各地域で話合いの機会〔普及員、J A等の参加〕を設けることが必要ではないかと考える。	
3	全般	度会町	昨今の茶価低迷により、茶農家の経営は厳しい状況が続いており、現場からも切実な声が多数寄せられています。そのような状況下で、伊勢茶の消費拡大・普及促進に資する条例が制定されることは、大変心強く、有り難く存じます。当町としても、何かお力になれることがあれば、全面的に協力いたします。	この条例素案の趣旨への御賛同、ありがとうございます。 この条例の制定を機に、生産者の経営改善に資するよう、県として伊勢茶の更なる消費の拡大及び普及の促進に向けた取組を行っていくものと考えております。

No.	該当箇所	提出 市町	意見の概要	本特別委員会の考え方（案）
4	2 定義	鈴鹿市	条例における伊勢茶と伊勢茶商標における伊勢茶の定義の違いから、消費者及び茶業者の混乱を招くのではないかと。さらに、商標としての伊勢茶ブランドの価値の低下を招く可能性について検討いただきたい。	- この条例素案における「伊勢茶」は、この条例に基づく施策の推進の対象を定めているものです。したがって、伊勢茶の商標を用いる商品等でなくても、「県内で生産された茶葉を用いたお茶」であれば、県の施策の対象とするため、この条例における「伊勢茶」を総称としての位置付けとして定義させていただいております。 - なお、資料5 逐条解説の「2 定義」（7・8ページ）にありますとおり、商品又は役務に「伊勢茶」の商標を用いて販売又は提供を行う場合には、引き続き商標権を有する茶業団体の許諾等が必要となるため、伊勢茶の価値の低下を招くことはなく、実際の流通及び消費において影響がないものと考えております。

No.	該当箇所	提出 市町	意見の概要	本特別委員会の考え方（案）
5	2 定義	亀山市	亀山市において、イベント等でお茶のPRを行う際には、「伊勢茶」ではなく「亀山茶」の名称を使っている。条例内において、県内で生産された茶葉と定義されているものの、基本施策の伊勢茶の普及宣伝等の強化においては、地域のお茶の普及促進の取組も進めていただきたい。	- この条例素案における「伊勢茶」は、この条例に基づく施策の推進の対象を定めているものです。そのため、いただいたご意見のとおり、「県内で生産された茶葉を用いたお茶」としております。また、亀山茶等の県内各地の産地の名称を冠するものも含めた県内で生産されたお茶の総称として位置付けとしております。 - したがって、資料4 条例素案の「6（1）伊勢茶の普及の促進」の「③伊勢茶の普及宣伝等の強化」（4ページ）を含めたこの条例に基づく県の施策を推進するに当たっては、亀山茶ブランドを含めた県内各地の産地の名称を冠するお茶等に対する施策も推進していくものと考えております。
6	4 役割等	亀山市	茶業の振興に中心的な役割を果たすべき存在であることから、「市町地区茶業組合等」の役割も位置付けてはどうか。（茶業組合：市町地区茶業組合、三重茶農業協同組合、三重県茶業会議所）	いただいたご意見を踏まえ、資料4 条例素案の「4 役割等」（2・3ページ）に「茶業団体の役割」に関する規定を加えることといたしました。併せて、資料5 逐条解説の12ページにも解説を加えております。

No.	該当箇所	提出 市町	意見の概要	本特別委員会の考え方（案）
7	4 役割等	亀山市	児童や生徒等への活動体験や学習の機会の提供は重要である。亀山市においても、生徒への茶摘み体験や小学生を対象としたお茶の淹れ方教室も行っている。条例案素案に、「学校」の役割も位置付けてはどうか。	本特別委員会としても、いただいたご意見のとおり、学校における児童、生徒等に対する体験活動、学習の機会の提供等は重要だと認識しています。 そのため、資料4条例素案の「6（2）伊勢茶に親しむ機会の確保」の「①学校、家庭、地域等における伊勢茶に親しむ機会の確保」（5ページ）において、学校の設置者等との連携により、これらの活動が行われるよう、県が必要な措置を講ずるよう努める旨を規定しております。
8	6 基本的施策	鈴鹿市	伊勢茶の普及促進及び親しむ機会の確保に向けて、茶の観光資源としての取組について検討いただきたい。	本特別委員会としても、いただいたご意見のとおり、伊勢茶を活用した観光の振興は重要だと認識しています。 そのため、資料4条例素案の「6（1）伊勢茶の普及の促進」の「④ 伊勢茶の新たな需要の開拓の促進」（4ページ）において、伊勢茶ツーリズム等に向けた支援も行うこととしており、その旨を資料5逐条解説の23ページにも明記しております。

No.	該当箇所	提出 市町	意見の概要	本特別委員会の考え方（案）
9	6（2）伊勢茶に親しむ機会の確保 ①学校、家庭、地域等における伊勢茶に親しむ機会の確保	亀山市	お茶のふるまいや淹れ方教室等の普及促進を行っている日本茶インストラクター等の人材育成のための取組を加えてはどうか。	いただいたご意見を踏まえ、資料5逐条解説の「6（2）伊勢茶に親しむ機会の確保」の「①学校、家庭、地域等における伊勢茶に親しむ機会の確保」（26 ページ）において、日本茶アドバイザー、日本茶インストラクター等の人材育成のための取組を加える旨の修正を行うことといたしました。
10	6（2）伊勢茶に親しむ機会の確保 ①学校、家庭、地域等における伊勢茶に親しむ機会の確保	亀山市	幼少期の食育、習慣が大切と考えるので小学生の時に毎年伊勢茶に関する体験活動、学習の機会を設ける。小学生の長期休暇の課題として〔伊勢茶について〕考えてもらう。近年日本の文化伝統が疎かにされている。素晴らしい茶道等、茶の文化を残せる様な学習の機会等を設けていただきたい。	いただいたご意見を踏まえ、資料5逐条解説の「6（2）伊勢茶に親しむ機会の確保」の「①学校、家庭、地域等における伊勢茶に親しむ機会の確保」（26 ページ）において、茶文化に関する学習の機会の提供を加える旨の修正を行うことといたしました。

No.	該当箇所	提出 市町	意見の概要	本特別委員会の考え方（案）
11	6（４）伊勢 茶に親しむ日	鈴鹿市	給食での伊勢茶の導入を検討いただきたい。 伊勢茶に親しむ日を複数設ける場合、昼食時に伊勢茶を飲む機会を普及し、「伊勢茶時間」とする等の具体化を検討いただきたい。	- 本特別委員会としても、いただいたご意見のとおり、学校給食等、学校における様々な機会伊勢茶に親しむ機会を提供することは重要だと認識しています。 そのため、資料4 条例素案の「①学校、家庭、地域等における伊勢茶に親しむ機会の確保」（５ページ）において、学校の設置者等との連携により、このような機会を提供する活動が行われるよう、県が必要な措置を講ずるよう努める旨を規定しております。 - 一方で、それぞれの学校の運営状況、当該学校が所在する地域の実情等が大きく異なることから、一律に条例において、学校給食等での伊勢茶の導入を明記することは困難と考えております。 しかしながら、それぞれの学校の設置者において、いただいたご意見のような取組を実施する場合には、この条例に基づき、県が必要な協力を行うものと考えております。
12	6（４）伊勢 茶に親しむ日	亀山市	伊勢茶に親しむ日の期間は、年２回実施してはどうか。（例えば新茶シーズンと需要が高まる寒い冬の前の２回）。	いただいたご意見等を踏まえ、特別委員会で検討したところ、伊勢茶に親しむ日は年２回実施することといたしました。 具体的な期間については、今後更なる検討を進めてまいります。